

人口減少対策（地域づくり人材の育成）

事業の目的

少子高齢化や若者の県外流出等の影響で、地域づくりの担い手が不足している状況に対応するため、地域づくりの担い手となる人材の『育成』や地域外人材の活用『流入(呼び込み)』を目的として行う取組みを支援します。

補助対象事業

地域課題の解決に向けて、地域づくりの担い手となる人材の育成や外部人材の活用等を図る取組み。

事業実施者

(1) 市町村等

市町村、広域連合、一部事務組合及び市町村が参画し、かつ中心となって運営を行う実行委員会・協議会等

熊本市が実施主体となる事業は対象としません。ただし、熊本市が他市町村等と連携して事業を実施し、その効果が県内に波及すると認められた場合は、補助対象となることがあります。

(2) 地域団体等

地域づくり団体、地域コミュニティ組織、NPO法人、福祉・商工・農林水産・文化関係団体及び地域づくり団体等で構成する実行委員会・協議会等

補助種別・補助率・補助上限額等

| 補助種別 | 補助率 | 補助上限 | 補助下限 |
|-------|--------------|---------|-------|
| ソフト事業 | 補助対象経費の3/4以内 | 2,000千円 | 500千円 |

ICT（情報通信技術）を活用する場合は、1,000千円を限度に補助上限額の上乗せを行います（事業の内容がICT活用経費のみである場合も対象となります）。〔計算方法はP19を参照〕

補助対象経費

補助対象事業実施に要する経費。

【参考：ICT活用にかかる補助対象経費例】

- ・情報システム開発費
- ・ソフトウェア購入費
- ・ICT利活用実践人材づくりに必要となる人材招へいや研修の経費

なお、次の経費は除きます。

- ・団体の組織や施設の運営に要する経費
- ・飲食に要する経費
- ・出資、出捐、貸付に要する経費
- ・土地の取得、賃借、補償に要する経費

- ・建物等の構造物の新築、増築、改修及び取得に要する経費
- ・備品の取得をする場合の登記、登録、保険等の諸経費
- ・その他、知事が不適当と認める経費

【留意点】

- ・事業実施者構成員の人件費は対象になりません。
- ・地域おこし協力隊の通常の活動経費（特別交付税の措置を受けるもの）は対象になりません。

【補助対象事業に収入がある場合の取扱い】

補助対象事業に、試作品販売、参加料等による事業収入がある場合は、補助対象経費からこれらの収入を控除した金額に補助率をかけて補助金額を算出します。

ただし、自己資金が500千円に満たない場合には、補助金等によってまかなわれる部分以外の部分（補助裏）として、500千円を限度に事業収入を自己資金扱いにできます。

審査の視点

- (1) 地域課題や住民ニーズを的確に把握し、それに対応した事業計画となっているか
- (2) 地域の維持・活性化につながる事業効果が見込めるか
- (3) 人材の「育成」や外部人材の「活用」により、地域づくりの担い手の確保が見込めるか
- (4) 補助終了後も継続して取り組むあるいは事業実施効果を継続・波及させる仕組みや体制が考えられているか
- (5) 地域住民や関係団体、市町村等の参加や連携が図られているか
- (6) デジタル技術等の新しい技術・手法を活用して、効率化や効果を高める工夫が考えられているか
(加点事由)

補助対象事業例

以下に示す事業例は、補助対象事業となる全てではなく、また、これらをそのまま、あるいは手直しして申請しても必ずしも採択されるものではありません。

- (1) 若者や地域おこし協力隊などの人材の育成
 - ・くまもと地域おこし協力隊ネットワークを活用して行う起業セミナーや個別相談会など、協力隊定住支援を通じた担い手育成の取組み
 - ・学生を対象とした地域の活性化や地域課題の解決に向けたオンラインワークショップを開催する取組み
- (2) 移住者(外部人材)や若者を地域づくりの担い手として育成
 - ・移住者を対象に、ワークショップ等を通じてふるさと愛を持ってもらい、地域課題の解決を図る地域づくりの担い手として育成する取組み
 - ・高齢化により草刈り等が実施できない地域で、地域外の人に草刈り等の区役をレジャーとして体験してもらう仕組みづくり